

## 平成25年度 長崎地方最低賃金審議会(第1回本審)を開催し、 小鹿労働局長より最低賃金の改正諮問がなされました。

- 1 開催日時 平成25年7月8日(月) 場所 長崎労働局8階会議室
- 2 出席者 公益代表委員 5名中5名参加  
労働者代表委員 5名中5名参加  
使用者代表委員 5名中5名参加
- 3 長崎地方最低賃金審議会について  
長崎労働局で「地方最低賃金審議会」を開催し、この審議会において労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議します。
- 4 小鹿長崎労働局長挨拶  
審議会の役割は働く労働者の方々のセーフティネットの一つである最低賃金額を決定するという極めて重要な会議で、先般閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」において、政府として「中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金引き上げに努める」と示され、「日本再興戦略」においては、「すべての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環を実現できるよう、今後の経済運営を見据え、最低賃金の引き上げに努める。その際、中小企業・小規模事業場の生産性向上等のための支援を拡充する」という方針が示され、諮問文においてこの文言が盛り込まれております。  
長崎県は大変厳しい経済情勢ですが、本審議会の重要性をご理解いただき慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。
- 5 最低賃金の改正決定について(諮問)  
平成25年度の会長に公益代表の「深浦厚之」委員が会長として選出された後、小鹿労働局長から深浦会長あて改正諮問が行われました。



- 6 改正諮問の要旨  
改正決定について「現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針と日本再興戦略に配意した、貴会の調査審議を求める。」の文言が盛り込まれております。
- 7 今後の審議会スケジュール  
今後、参考人(労働側、使用者側)から意見聴取を行い、その後専門部会を設置して、この中で最低賃金改定に向け審議が行われていきます。  
意見聴取の受付期限 平成25年7月22日までです。